

今後の審議会の運営について（第3回開催時点）

1 今後の審議会の進め方

教育委員会が所掌する分野は幅広い事項に及ぶことから、審議資料は、事務局がたたき台としてお示しし、審議会でのご意見を踏まえ、修正を加えながら、審議会の意見として答申案をとりまとめていくものとします。

2 今後の開催予定

期日	回	審議内容
平成 29 年 12 月 26 日	第 1 回	議事 (1)会長、副会長の選任 (2)諮問 (3)次期総合計画について (4)岩手県教育振興計画（仮称）について ○ 諮問事項について ○ 岩手県教育振興計画（仮称）の構成イメージ ○ 今後の審議会の運営について
平成 30 年 2 月 19 日	第 2 回	議事 (1)岩手県教育振興計画（仮称）について ○ 施策展開の方向（個別の施策毎の目指す姿）について
平成 30 年 4 月 27 日	第 3 回	議事 (1)岩手県教育振興計画（仮称）について ○ 施策展開の方向（個別の施策毎の目指す姿）について（続き）
平成 30 年 7 月頃	第 4 回	議事 (1)岩手県教育振興計画（仮称）について ○ 答申素案（たたき台）について
平成 30 年 9 月頃	第 5 回	議事 (1)岩手県教育振興計画（仮称）について ○ 答申素案とりまとめ ○ 意見聴取の実施について (答申素案について関係団体に意見照会)
平成 30 年 11 月頃	第 6 回	議事 (1)岩手県教育振興計画（仮称）について ○ 答申案について (パブリックコメント実施)
平成 31 年 1 月頃	第 7 回	議事 (1)岩手県教育振興計画（仮称）について ○ 答申案とりまとめ

- ・開催日程については、各委員のご都合をお伺いしながら別途調整します。
- ・今後の状況などにより、審議の内容や時期、回数が変更される可能性があります。
- ・都合により欠席された場合でも、御意見は文書でもお受けすることとし、意見の提出があった場合は、直近の審議会にて委員に配付します。
- ・答申案が確定した後、別途会長から教育委員会教育長あて提出するものとします。

3 関係団体等への意見照会

答申素案とりまとめ後に、各校長会、教職員組合、市町村教育委員会、文化芸術団体、スポーツ団体等に文書で意見照会し、答申案に反映させることとします。